平成３０年度第１回旭川市男女共同参画審議会　開催結果報告

日　時　　平成３０年９月４日（火）１８：３０～２０：１５
場　所　　旭川市総合庁舎　議会棟２階　第４委員会室
出席者　　委員　８人
　　青山委員，上島委員，佐々木委員，嶋崎委員，鈴木委員，谷委員，羽柴委員，西田委員　（50音順）
　　事務局　３人
　　黒蕨総合政策部長，矢萩男女共同参画担当課長，山下
欠席者　　委員　４人
　　伊藤委員，笠井委員，後藤委員，境野委員　　（50音順）
傍聴者　　０人

資料１　　あさひかわ男女共同参画基本計画　平成２９年度主要施策実施状況報告書（案）
資料２　　懇談会等の委員の就任状況
資料３　　平成３０年度実施事業（政策調整課男女共同参画担当）
資料４　　男女共同参画推進団体登録要綱
資料５　　旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の改定について
　　（参考）第２次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
資料６　　「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標状況
資料７　　旭川市男女共同参画推進団体

会議内容

議題
(1)あさひかわ男女共同参画基本計画　平成２９年度主要施策実施状況報告書（最終案）について
(2)男女共同参画の普及啓発の取組について
(3)旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の改定について
(4)その他

１　開会

総合政策部長：（挨拶）

大変お忙しい中，この審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃から男女共同参画関係事業はじめ，市政の推進に色々御協力いただきまして，この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

本日は，旭川男女共同参画基本計画の実施状況報告書等，本市の男女共同参画関係の事業に関しまして御説明させていただき，委員の皆様から様々な御意見をいただきたいと思っています。

御意見につきましては，今後の取り組みに活かして生きたいと考えていますので是非，忌憚のない御意見を賜りたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

男女共同参画基本法という法律改めて見ますと，約２０年前の１９９９年に制定ということであります。

それ以降，男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう，国，地方公共団体で様々な施策を推進しているところですが，昨今，セクシャルハラスメント，性的マイノリティの方々への差別的な発言，特に話題になっているのは医学部の受験生の点数調整という報道もなされているところでありまして，依然として性別による差別，人権軽視というような状況が社会の中にあるのかということで色々と感じている方も多いのではないかと思います。

性別に関わりなく，個性，能力を発揮できる社会の実現のためにということで，人権の尊重，男女共同参画の推進というものが大変重要であると思っていますし，改めて社会全体でこの取り組みをしっかりと進めていかなければならないと私自身も思っているところです。

本市におきましても，男女共同参画担当という部署がございますし，各部局におきましても，それぞれ施策を進めているところではございますが，この取り組みは，市のみならず，関係機関，関係団体等の御協力が不可欠であります。是非とも，皆様方にも，これからもお力添えを賜りたいと思っておりますので，よろしくお願い申し上げまして，誠に簡単ではありますが，御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

・平成３０年度の人事異動により異動となった職員の紹介。

・１２名中８名の出席であり，旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則第１１条第２項の規定により会議が成立していることを報告。

事務局：（資料確認）

２　議題

(1)あさひかわ男女共同参画基本計画　平成２９年度主要施策実施状況報告書（最終案）について

会長：議題（1）あさひかわ男女共同参画基本計画　平成２９年度主要施策実施状況報告書（最終案）について事務局から説明をお願いしたい。

事務局：（資料１あさひかわ男女共同参画基本計画　平成２９年度主要施策実施状況報告書（案），資料２懇談会等の委員の就任状況，資料６「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標状況について概略説明。）

会長：各委員から何か質問，意見はあるか。

委員：報告書6ページの基本的な見方について。上から目標，基本的方向，施策の方向性，（1）（2）（3）となっているが，この下に続く平成２９年度の取り組みが，連動するということでよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：1つ目，6ページの「(2) 男女共同参画の推進に関する調査研究情報の収集，提供」について，資料の提供についての取組が記載されていないが,提供したものはないのか。

2つ目，8ページの「(2) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進」の「公民館における女性大学・市民講座等の開催」で開催した講座は，どのような内容だったのか。

3つ目，12ページ「(1) 市の附属機関等への女性の参画の促進」の「2　取組の実施による成果」について，附属機関については女性委員が減少した理由について盛り込んだ方がいいのではないか。

事務局：1つ目は，ポスターを掲示したり，ホームページで本報告書や取組状況や動向，研修会の中で情報提供を行っているので，報告書に記載するとともに，今後も工夫していきたい。

2つ目は，女性大学で女性の男女共同参画について学ぶ講座や男性の家事参加を促す料理教室等，１０講座ほど実施されている。

3つ目は，附属機関の女性委員の減少について，もう少し状況の説明を入れた方がいいという御意見をいただいたので，そのように報告書を修正する。

会長：他に質問，意見はあるか。

委員：「市職員の男性の育児休業取得率」の最終目標に向けて，市として具体的に取組んでいることがあれば教えてほしい。

事務局：１７ページに記載されているが，「みんなで子育て旭川市職員子育てハンドブック」というのを作成し，希望する職員に配付している。育児休業があること，男性もとれること等を周知している。また，市の内部で見られるホームページに育児休業を取得した男性職員の体験談等を掲載する等の取組を行っている。

委員：見通しとしてはどうか。厳しいか。

事務局：状況としては厳しいと思う。子育てハンドブックを希望する職員に配付しているが,取得しやすい環境となるよう,制度の周知や体験談の報告等の取組をさらに行っていかなければ育児休業の取得率を上げることは難しいと考えている。少しずつ育児休業を経験している職員が増えているので，これを絶やさないよう，取得しやすい環境づくりに努めていくが，数字だけを見ると目標との乖離があるので，すぐさま達成できるかというと状況としては厳しい状況である。

委員：男性の育児休業の取得率の引き上げは，行政や大企業が数値の引き上げをしないと，なかなか中小企業ではついていけないところがある。旭川市で考えると，職員の多い，旭川市役所の職員が率先して良い数値を出すことが大事だと思う。

委員：旭川市の状況は他の市町村と比較してどうか。都心部とはどうか。旭川市だけの数字を見てもわかりにくい。

事務局：育児休業の取得率については，他都市の状況については調査していない。

事務局：調査研究，情報収集を行い，人口規模が同規模の市役所等で取得率が高いところがあれば，何かしら積極的な取組があるかもしれないので，今後勉強していきたい。

会長：育児休業取得率の目標値１３%は，何を参考にしたのか。

事務局：国の男女共同参画の第４次計画の目標値。

会長：資料６「市職員の管理職の女性割合」や「企業の管理職の女性割合」も，国の第４次計画の目標値か。

事務局：「市の管理職における女性の割合」は男女比等の現状から考えて達成可能と考えられる目指すべき目標値を算出した。「企業の管理職の女性割合」は，これまでの伸び率や現状から目標を立てた値。どちらも国の目標値とは一致していない。企業の目標を立てたときは,これまでの伸び率から考えて試算したが，その後，同じように伸びて行かず目標とは乖離がある状態となている。

委員：男性の育児休業取得率が目標値に近づいている自治体は,どんな施策をしている

のか。やはり，自分の仕事に穴を開けたくない，人に迷惑掛けたくない，自分の仕事をやり続けたい等で，男性の方が取りたくないのだと思う。希望者だけにパンフレットを配るだけでは，効果が上がるのかという疑問がある。市長が育児休業を取ったというようなことがあれば，他の職員も影響を受けてそれに続くかもしれないが,もっと思い切ったアイディア出していかないと，目標値には近づかないと思う。本気で１３％に取り組む姿勢はあるのか疑問に思う。

事務局：新人研修の時や，職員が結婚した際，制度を積極的に周知するなど色々なことをこまめに行うなど，情報提供の方法を検討し,育児休業を取得しやすい環境づくりを進めていくことが必要であると考えいてる。繰り返しにはなるが,今後勉強していかなければならない課題だと考えている。

委員：男性にも女性にも選択肢を与える環境さえあれば，必ずしも１３％という数字に到達していなくてもよいと思う。「育休を取る，取らない」は個人の自由。市として選択の幅を広げている，こういう啓発をしているというのがあればよいと思うが。

事務局：女性は育児休業を取っている場合が多い。男性のほうにもきちんと取得を促していくということが大事だと思う。

事務局：時間外勤務等がある状況なので，仕事の効率化等も併せて行っていかなければ育児休業を取得しづらい状況ではあるとは思う。「休むという意識＋休める環境」がづくりに取り組んでいかなければならないと考えている。

委員：勉強不足なので教えていただきたい。育児休業制度は生まれてからの８週間か。

事務局：市役所では,育児休業は，男性も女性も子供が３歳になるまで取得することが出来る。

委員：市役所の就業規則がどうなっているかわからないが，今，企業も有給休暇が取得しやすいように短時間でも取れる方法を増やしている。市役所も子供が生まれた職員に対して，育児休業制度の部分で，短時間勤務もあるか。

事務局：市役所には短時間勤務制度というものもあるが，育児休業とは別の制度である。育児休業の取得単位は１日単位。

委員：いろいろな休暇を取得しやすい環境をつくっていくということで，育児休業だけでなく短時間勤務等も大切ではないか。

事務局：子どもを看護するときの休暇である「子看休暇」も，時間単位で取ることが出来る。これについては,男性職員もかなり取るようになっている。以前から見ると，

ある程度の期間を取って休む育児休業制度までは至っていなくとも，若い男性職員は子育てに参加することも多くなっていると感じる。

委員：そういったことで底辺を広げながら子育てしやすい職場風土で全体を上げていくのも大事ではないか。

事務局：男性の育児休暇取得率の数字だけみると増えていないが，子看休暇の取得数が伸びていれば，男性の育児参加が底辺で浸透しているという評価も出来るのではないかと思っている。分析してみないとわからないが。

会長：その辺のデータも出てくるといい。育児に関して休むことが柔軟になっていって，子育てと仕事と両立しやすくなっているということがデータで現れるのなら，それはすごく大きな成果だと思う。

副会長：委員が先ほど言ったように「育児休業」となると，職場の環境が育ってないと，職員も取得することが難しいと思う。短時間勤務や時間休暇等を取りやすくするところから底上げしていくような形が，取得する方も周りも，受け入れやすいと思う。育児休業取得の目標数値ももちろん大事だが，時間単位の休暇等の取得状況がどうなっているかということも大切だと思う。また，制度について職員にも，休暇を承認する上司の側にも周知徹底するということが大事だと思う。

会長：他に質問，意見はあるか。

委員：平成２９年度で特にこれに力を入れたということを教えてほしい。

事務局：子育て環境の整備については，男女共同参画の視点だけではなく，市全体で取り組んでいるため，目標２の「2　男女の家庭生活と他の活動との両立支援」「(1)子育て支援体制の充実」について，かなり力を入れて取り組んだ。そのため，子育て支援体制の整備が進み，仕事をしたい人が仕事ができる環境づくりや，父親も子育てに関わることができる環境づくりができていると思うが，仕事をする場面や地域活動の中で女性が力を発揮したり，活躍したり出来る状況がまだ整っていないと感じる。

　今後，子育て環境の整備に継続して取り組みながら，固定的役割分担意識を変えていくための啓発活動や，事業者に向けてワークライフバランスの推進に力を入れていきたい。

委員：待機児童ゼロについて，国の状況と逆行して，どうして旭川市がゼロになったのか。何か特別なことをしたのか。

事務局：保育施設や放課後児童クラブを増やすことで定員数を増やし，待機者数を減らすことを，ここ１，２年ではなく１０年ぐらいかけてやっている。実は，札幌と

旭川だけが待機児童があって，道内ではゼロの市町村もある。東京の方と違って北海道は待機児童の解消が進んでいる中で，若干旭川は遅れていたこともあったので，一生懸命定員を増やすことに取り組んできた。

男女共同とは話が変わるが，定員や施設数は増やしてきたが，これからは量だけではなく保育の質の充実に取り組んでいかなければならないと思っている。病児，病後児保育，夜間保育等，色々なニーズに答えた保育サービスも実施していく方向にシフトしている。待機児童ゼロと言って胸をはるということではなく，ここからは，保育の質の充実にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えている。

会長：今あった意見を踏まえて報告書の方をまとめていただきたい。

議題(2)男女共同参画の普及啓発の取組について事務局から説明をお願いしたい。

(2) 男女共同参画の普及啓発の取組について

事務局：(資料３平成３０年度実施事業（政策調整課男女共同参画担当分)，資料７旭川市男女共同参画推進団体について概要説明。)

会長：各委員から何か質問，意見はあるか。

委員：８月２１日の育児・介護支援セミナーについて，２回，３回と内容を少し変えるなどして実施した方がいいと思う。

また，男女共同参画推進団体の登録団体となっているJAあさひかわ女性部についてだが，このたびJAあさひかわに女性理事が２名誕生したのでここで報告させていただく。

会長：今あった意見を踏まえて今年度の普及啓発の取組を行っていただきたい。

議題（3）旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画について，事務局から説明お願いしたい。

事務局：(資料５旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の改定について，（参考）第２次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画について概要説明。)

資料５のスケジュールでパブリックコメントを１２月から１月に実施する予定だが，資料に本審議会を１０月と１１月に各１回開催予定と記載しているが，１０月から１１月の中で１回開催予定に訂正する。

会長：各委員から何か質問，意見はあるか。

副会長：最近，私たちの団体で相談を受けた方からの話だが，市の窓口で精神的な暴力はDVではないと言われる等，適切ではない対応があったと聞いた。

平成２９年度の男女共同参画の取組の中にも市の職員に対する研修があるが，平

成３０年度についてはもう少ししっかりとした説明をしてほしい。私たちの団体で相談を受けたら，生活の自立や子どもの教育に関する手続きのため市役所の窓口につなぐ。市役所の窓口の職員にDVの知識がないと，不適切な対応をして被害者を傷つけてしまう。市役所の窓口の職員の質によって，サポートの質が変わってしまうことがある。最近，DVに関して報道もたくさんされているし，警察の対応も厚くなっていることなどから，みんなDVについて知っているでしょ，というような雰囲気があるが，今一度研修の場などで丁寧に職員に指導してほしい。

事務局：了解した。

委員：３次計画を作るにあたって，相談や起きてしまった現状への対応と，根本的な普及啓蒙，どちらを手厚くした方がいいのか。傾向的には今，DVが増えているということだが。

副会長：DVの件数は増えているが，旭川市への相談件数や一時保護は数が減っている。分析した結果というわけではないが，DVと何か，DVを受けたときにどうしたらよいかということが浸透して，自分で解決しているのではないかと思う。あるいは，相談しても仕方ないと思っていることもあると思う。

委員：DVの件数は増えているが，相談の方法がわかってきているから，市の窓口への相談件数や一時保護の件数など数字的に現れているものは減っているということか。

副会長：資料にも書いてあるが，一時保護でシェルターに入ると携帯電話やスマートフォンを使えないため，２０代～４０代ぐらいまでの人はスマホが手元にないだけで不安があるようだ。一時保護する時，そこから追跡されることがあるので，支援団体で預かっているが，これがすごくハードルが高いようだ。もちろんそれだけが一時保護が少なくなった理由ではないと思うが，それがかなり大きいようだ。

委員：DVの件数が増えているのに，相談件数が減っているのは，携帯電話やスマートフォンで検索して，いろいろな人の書いているものを見て「自分も悪かったところがあるのではないか」などと納得して，相談しなくてもいいか，と思って市などの相談窓口に行かないということの積み重ねもあるのではないか。

副会長：デートDVについての相談も，若年層は，直接電話で話すのではなく，LINE等で若い人たちが相談相手の方が相談しやすいということがあるようだ。

委員：子どもを利用した暴力とは何か。

事務局：子どもに悪口を言わせる等。

事務局：市の相談窓口ではなく，警察に相談に行く被害者もいる。

副会長：直接警察に相談に行く人も増えている。平成１３年に法律が出来て，警察もかなり力を入れている。一時保護までの間の避難先のホテル代の予算が付いたり，最初に逃げ込んでくる交番に対して研修ビデオを作ったり等がある。警察はかなり積極的に関わってくれている。

事務局：市の相談窓口への相談件数は減っているが，警察への相談件数は増えている。旭川市内だけの警察への相談件数の数字は警察からもらえないが，北海道や国の警察への相談件数は発表されており，増えている。

副会長：民間のシェルターにも，警察から連絡が入るケースが増えている。

委員：警察が取り扱うDVは何か。

事務局：身体的な暴力と，脅迫。その２つしか取り扱わない。精神的暴力と脅迫は難しいところがあると思うが，「殺すぞ」というような脅しの時は警察はDVとして取り扱って対応する。そこまでいかない精神的暴力や経済的暴力は，市役所の窓口に行くよう案内されている。

委員：これだけ世の中で暴力は駄目だと言っているのに増えるというのは，何が問題なのか。DVは駄目だとわかっているはずなのに。小学校でも今殴り合いの喧嘩などはしないと思うが。

委員：警察は身体的暴力と脅迫しか扱わないということだが，資料を見ると，一番相談件数が多いのは，精神的暴力となっている。

事務局：資料に掲載している「暴力被害の内容」については，市の窓口への相談状況。市の相談窓口への相談が多いのは精神的暴力。身体に対する暴力の場合，まずは警察に行っていると思う。身体的暴力ではなく，精神的，経済的暴力の場合，市役所やウィメンズネット等に相談しているのだと思う。ウィメンズネットには身体的暴力についても相談があるか。

副会長：話の中で身体的暴力があるという話にはなるが，加害者の方も，直接証拠になるような身体的暴力は避けているようだ。精神的，経済的暴力が訴えとしては多い。

事務局：警察には，今暴力を受けているといった通報が入ることもかなりあるようだ。３次計画の内容だが，先ほど委員から話があったように，被害者に対してどう対応するかという課題と，根本的に加害者をつくらないためにはどうしたらよいかという課題があるが，後者を計画で表すのは難しいと思っている。根本的に加害者をなくすにはどうしたらいいのかというのは，国の方でも今研究しているが答えが出て

いない状況。そこまでは計画に盛り込めないものと考えているが，人権啓発をしつつ何がDVであるかを伝え，被害者の方に対応していくという内容の計画になると思う。

会長：委員よろしいか。

委員：色々と勉強していかなければならない。

会長：警察への相談件数は増えているが，他への相談は減っていたりと，DVとしては増えているのに，数字にダイレクトに表れないところが難しいところだと思う。
　他に何かあるか。

委員一同：特になし

（4）その他
会長：各委員から何か質問，意見はあるか。

委員：第２次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画について，事前に知っておいた方がいい知識や参考資料があれば教えてほしい。

事務局：参考資料を後ほど送付する。

会長：全体的なことで何か質問，意見はあるか。

委員一同：特になし

事務局：次回の審議会については，１０月末から１１月中旬ぐらいの間で開催したいと考えている。今意見のあった計画の素案についての意見を聞きたいと思っている。

以上